

| | |
|----------|--|
| 氏名（本籍地） | 熊澤 宏夫（岡山県） |
| 学位の種類 | 博士（人間環境デザイン学） |
| 報告・学位記番号 | 甲第461号（甲（人）第5号） |
| 学位記授与の日付 | 2019年9月25日 |
| 学位記授与の要件 | 本学学位規程第3条第1項該当 |
| 学位論文題目 | オストメイトのトイレ利用実態と整備のあり方に関する研究 |
| 論文審査委員 | 主査 教授 博士（学術） 水村 容子 |
| | 副査 教授 博士（工学） 菅原 麻衣子 |
| | 副査 教授 博士（工学） 内田 祥士 |
| | 副査 本学名誉教授／工業技術研究所客員研究員 博士（工学） 高橋 儀平 |

学位論文審査結果報告書〔甲〕

【論文審査】

本論文は、近年我が国で急速に整備が進むオストメイトのトイレ利用実態と今後の整備のあり方を考察した国内初の学位請求論文である。オストメイトとは、「腹部に排泄のための開口部（ストーマ）を造設した人」（熊澤）のことであり、近年大腸癌や炎症性腸疾患（クローン病）の増加により何らかのストーマ装着者が増加している。厚生労働省によるとストーマ装着者の総数は全国で 20 万人を超えると予測されている。

オストメイトは、ストーマの種類によりコロストミー（大腸一部の摘出によるストーマ）、イレオストミー（小腸に造設されたストーマ〈人工肛門〉）、ウロストミー（膀胱摘出後のストーマ〈人工膀胱〉）、さらにWストーマ（人工肛門と人工膀胱の併設）に区分される。オストメイト当事者は、2000 年前後からオストメイトに対応したトイレ設備の導入と開発を国や地方公共団体、衛生設備企業に繰返し要望してきたが、2000 年に成立した交通バリアフリー法、及び 2006 年に成立したバリアフリー法により駅舎、建築物等に 1 以上のオストメイト対応水洗設備の導入が法的に義務付けられた。しかしオストメイトのトイレ利用実態が正確に把握されないまま今日に至り、一方でトイレ利用の多様化が進み、多機能トイレ（オストメイト設備が含まれている）のみへの設備設置問題も生じ始めてきた。

熊澤氏は、これらの動きに水洗設備機器開発の当事者の一人として関わり、本研究を進める動機づけとなった。本研究では日本オストミー協会の全面的な協力によりアンケート調査やインタビュー調査、設備観察調査等を継続的に実施し、トイレ利用に関する詳細なデータを入手している。とりわけ最初のアンケート調査では全国 2,000 名のオストメイトを対象とし、1,015 名（50.75%）の方から回答を得ている。本論は全 7 章に渡るが、本論文の審査過程で特に議論され評価された諸点を以下に述べる。

まず 1 点目は、国内初の学術的全国調査であることを高く評価した。従来から日本オストミー協会による会員調査が独自に行われているが、利用行為の解明に加え設備開発や整備のあり方を目途とした調査は十分ではなかった。また、調査後のインタビュー調査も丁寧に行なわれており、アンケート調査を裏付ける貴重な資料が追加されていることを確認した。

第 2 点目は、利用行為の分析である。オストメイトの発症時期、年齢、性別、就労形態、ストーマタイプ、使用する用具等は実に様々なのであるが、アンケート調査とインタビュー調査で、様々な利用困難状況とトイレ空間内における利用行為を丁寧に類型化し、分析している。これらは第 5 章等で考察されているが、ストーマタイプ別に見られる一連の行為から発生する問題点、姿勢の保持、排泄処理用具置き場の棚の高さや広さ、ペーパーホルダーや鏡の位置などについて新たな知見を見出している。片手で操作できること、ストーマ周辺が鏡や照明で良く見えること、手が届きやすいこと、といった結論は当然のようではあるが、設計者が実に見逃しやすい点なのである。こうした困りごとが設計資料情報の改善に生かされると認められる。

第 3 点目は、年齢分析と用途別整備との関係である。従来オストメイトは高齢者層が多いとされてきたが、熊澤氏は調査結果から相対的には高齢者層が多いとするものの、30 代から 50 代の就労年齢への配慮が不足していると考察している。この年齢層にはクローン病も関係していると捉え、この世代に多い排泄時のトラブル頻度を指摘し、バリアフリー法でも義務除外されている職場環境における一般トイレの改善に向けた必然性を明らかにしている。

第4点目は、設備機能の改善への知見である。多様な利用特性を持つオストメイトから標準的な設計仕様を見出すことは設計工夫を拘束する側面もあるとの意見が審査委員から指摘されたが、一方でトイレブースを複数設計することは困難であることは明らかである。熊澤氏はその点について配慮しつつも、今後のオストメイト用設備の改善標準仕様を明確に提言している。

いずれにしても、膨大な調査データを多面的かつ丁寧に論考している点については審査委員会で高く評価された。オストメイト対応設備の整備が法制度で認められてからわずか10年であり、メーカーによる商品開発の変化スピードが速い。この点も現時点における考察や分析を困難にしたが、寧ろそのことにより本論文の価値を高めているように思われる。研究対象上、本論では障害者用トイレ全体の利用構成の提案には至っていないが、一般トイレへのオストメイト対応設備の導入への様々な知見や日常的な施設環境におけるきめ細やかな提言は、今後のオストメイトの利用環境の改善に向けて大きな期待が寄せられる。

【審査結果】

以上が本論文審査の結果であるが、残された課題も少なくはない。例えば、施設用途によるオストメイト対応設備の配置問題やどこまで一般便房等を共用できるかといった課題もある。

しかし乍ら本論文を総合的に勘案すると、福祉社会デザイン研究科人間環境デザイン専攻で示している審査基準である、研究の位置づけ、題目及び全体構成、独創性、信頼性、新規性、有用性等の判断基準に照らしても妥当な研究内容であると認められる。

本研究の遂行に当たっては東洋大学が規定する「東洋大学研究倫理規程」等に定める事項を遵守している。

本審査委員会は、熊澤宏夫氏の博士学位請求論文について、所定の試験結果と上述の論文審査結果に基づき、全員一致をもって本学博士学位を授与するに相応しいものと判断した。